

電子申請受付システムを利用する建築確認のフロー

電子申請・引受審査

※市町村、各消防へ電子申請の意向であることを事前に連絡してください。

【申請者】

①建築確認申請

(計画通知を含む)

「電子申請受付システム」

※手数料納付機能はありません。

【県】

②道路調査報告書の確認

(県⇄市町村)

※計画変更を除く

④手数料納付申請

「高知県電子申請システム」

③納付額の決定、 手数料納付を依頼

⑤納付の確認

⑥浄化槽設置届を伴う場合は
原本を持参又は郵送

受付完了

※手数料納付がない場合は③、④、⑤はありません。
※浄化槽設置届の提出が不要な場合は⑥はありません。

本審査

【申請者⇄県】

- ・電子申請受付システム内で補正等を指示、
図面の追加等を行います。
- ・本審査の期間内に消防同意の手続きを行
いますが、修正内容によっては審査期間
が延長されますので、各消防との事前相
談をお願いします。

消防同意・通知

【申請者⇄県⇄消防】

- ・消防からの補正等の指示はシステム内
で行います。
- ・消防同意はシステムによって完結します。

審査完了

【県⇒申請者】

確認済証の交付方法

- ・窓口での受取希望
の場合は電話連絡
を行います。
- ・郵送希望の場合は
レターパックを事
前にご用意くださ
い。

※任意での押印を継続し
ている間の措置のため、
今後取り扱いが変更とな
る場合があります。